

## I. 背景・目的

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）の電子化の進展、国保データベースシステム（以下「KDB（\*1）」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、「すべての健康保険組合に対し、レセプトデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプトを活用した保健事業を推進することとされました。

田村市では、これまでもレセプトや統計資料等を活用した、「特定健康診査等実施計画」を策定、事業の実施、見直しを行うとともに、その他の保健事業を実施してきたところです。さらなる被保険者の健康保持増進に努めるためには、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチ（\*2）から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められています。

厚生労働省は、こうした背景を踏まえ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号。以下「保健事業実施指針」という。）の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクル（\*3）に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとしています。

田村市においては、「保健事業実施指針」に基づき「第2期データヘルス計画（国民健康保険保健事業実施計画）」「第3期特定健康診査等実施計画」を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、生活習慣病、特に糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行うものとします。

### 用語解説

- \*1 国保データベースシステム：医療、特定健診、特定保健指導及び介護に関する情報を集計するシステム。
- \*2 ポピュレーションアプローチ：ある特定の健康リスクに対して、対象を一部に限定せず、集団全体のリスクを下げていく方法や戦略のこと。
- \*3 PDCAサイクル：計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4段階を繰り返すことで、継続的に内容改善を図る手法のこと。

## II. 計画の位置づけ

特定健康診査等実施計画は保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものです。また、保健事業実施計画（データヘルス計画）（以下「データヘルス計画」という）は、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施できるよう策定するものです。

この策定に当たっては、特定健康診査の結果、レセプトのデータを活用し分析を行うことや、計画に基づく事業の評価指標、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」）で用いた評価指標を踏まえるとともに、「田村市健康増進計画」で用いた指標及び「第4期田村市介護保険事業計画」との整合性を図ります。

田村市においては、「保健事業実施指針」及び「健康増進計画（第3次）」に基づき、計画を定め、生活習慣病対策をはじめとする健康増進、重症化予防等の保健事業及び評価を行うものとします。

図1

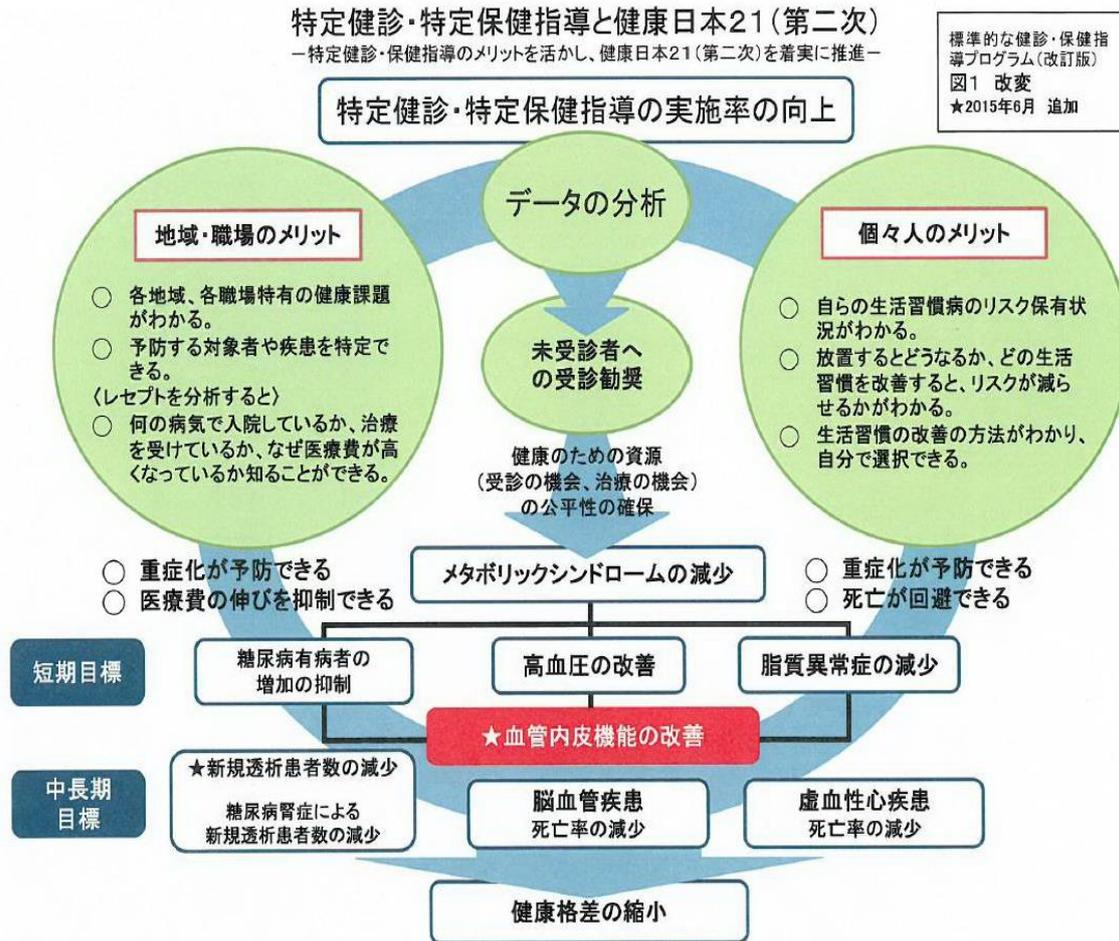
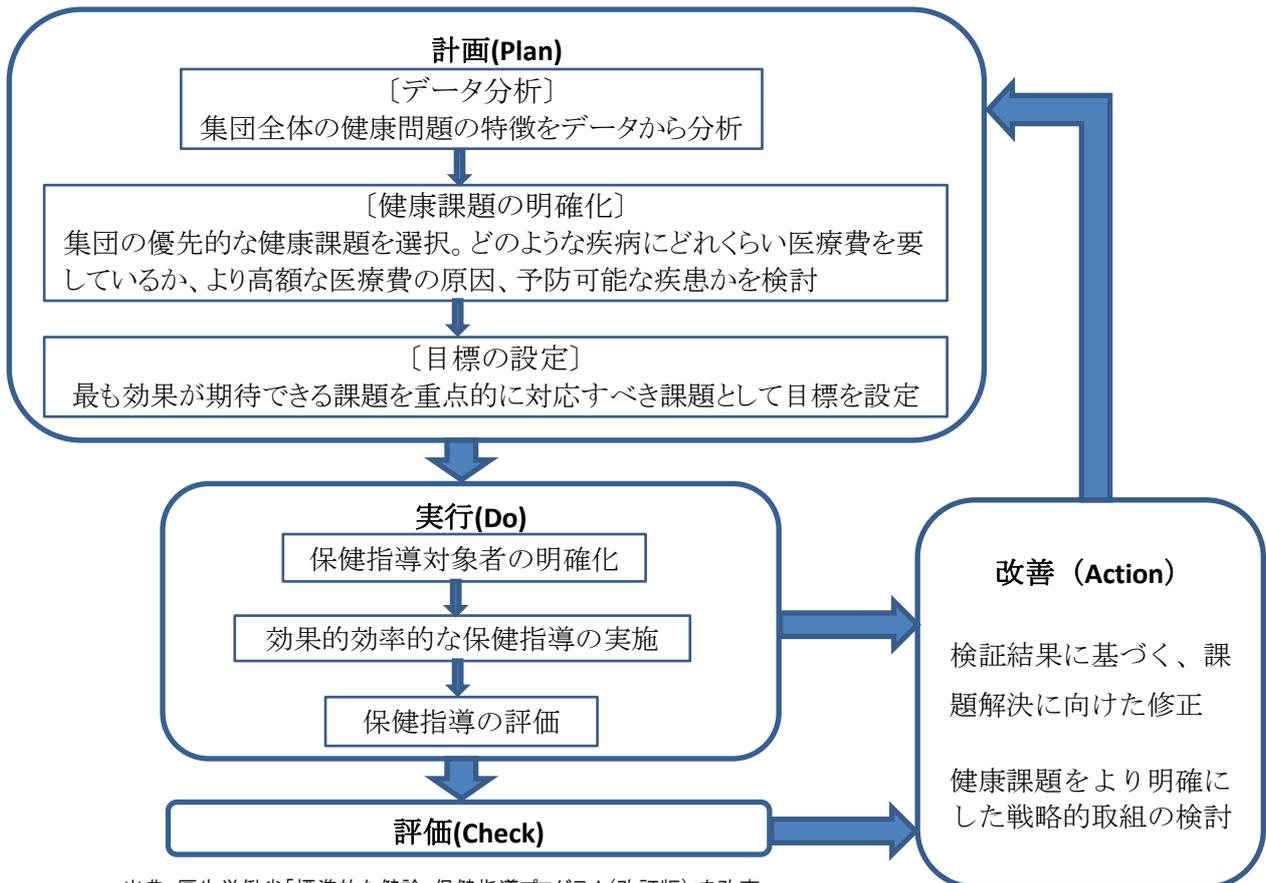


図2 保健事業(健診・保健指導)PDCAサイクル



出典：厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム(改訂版)」を改変

### Ⅲ. 計画期間

特定健康診査等実施計画は、データヘルス計画における保健事業の中核となることから、一体的に策定することとします。また、計画期間は、関係する計画との整合性を図るため、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正において、「特定健康診査実施計画及び健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とする事」としている事を踏まえ、平成30年度から平成35年度までの6か年計画とします。

### Ⅳ. 関係機関が果たすべき役割

#### 1. 実施主体・関係部局の役割

計画の実施主体は、田村市国民健康保険担当課である市民課としますが、市民の健康づくりは保健・栄養の専門職のいる課が事業を担っていることから、専門職のいる保健課、高齢福祉課等関連する部局と連携を図り、計画策定から事業実施まで協働で行っていきます。

#### 2. 外部有識者等の役割

田村市国民健康保険運営協議会は、地域の医師や有識者で構成されています。この協議会に、計画を提示し構成する委員から意見等及び承認を得ることで、計画内容が地域からの意見を反映したものとなるようにしていきます。

また、福島県国民健康保険連合会に設置されている保健事業支援・評価委員会とも連携し、専門的な視点から支援を受け計画を策定・推進していきます。

#### 3. 被保険者の役割

被保険者は、自分の健康は自分で守るという意識をもって生活習慣を改善していく必要があります。自主的な健康維持のための意識向上を図るため、保険者は啓発を行っていきます。

### Ⅴ. 背景の整理（保険者の特性把握）

田村市の健康特性及び健康課題を把握するために、KDBによる情報を活用し、市の特徴、分析のための情報を総括表として「様式6-1」に一括してまとめています。

各分野ごとの分析では、主にKDBデータの平成28年度分を基本に作成していますが、一部の数字は市の統計資料等を使っています。なお、データの分析に当たり、経年変化に大きな差異がない場合は同規模保険者（以下「同規模」という）や県・国との比較分析をしています。経年変化については、評価指標として各種データ分析の中で管理していきます。

※本計画で使用しているデータの主なものは次の帳票です。

KDBより

○地域の全体像の把握（帳票No. 1）

＊「厚労省 平成22年度市町村別生命表の概要」のデータの概要を含む

○健診・医療・介護データから見る地域の健康課題（帳票No. 3）

＊「平成22年度国勢調査人口等基本集計」のデータを含む

○人口の状況（帳票No. 5）

○被保険者の状況（帳票No. 5）

○その他データ

＊田村市特定健康診査実施データ

＊田村市健康増進計画アンケート

○その他

＊同規模保険者とは：データの比較のために人口3万人から5万人の市、全国252市のデータの平均を用いている

＊KDBのデータは、平成29年12月現在の帳票を使用